

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	施設の維持運営に関する協定の認定	
根拠法令・条項	農業振興地域の整備に関する法律第18条の12第1項	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>同法第18条の12第3項</p> <p>市長村長は、第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>一 農業用排水施設に係る協定にあつては該当農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。</p> <p>二 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。</p> <p>三 協定において定める前項第3号から第6号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。</p> <p>※三の前項第3号から第6号とは</p> <p>3号 協定成立後に協定に参加し、又は脱退する者に関する事項</p> <p>4号 協定を変更し、又は廃止する場合の手続き</p> <p>5号 協定の有効期間</p> <p>6号 その他の必要な事項</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	過去に実績がないため